



当番弁護の 落とし穴

～出勤前にお読みください～



刑事弁護委員会

伊藤 寛泰 Hiroyasu Ito (69期)

1 本稿の趣旨

当番弁護士として接見した後、引き続き国選弁護人に就任する方法は複雑で、新人でなくとも混乱することがあります。特に通訳人が関与している場合には通訳費用の負担の問題も出てきますので、今回はこの点を整理したいと思います。

当番弁護士として出勤する状況は、大きく①逮捕後～勾留決定前、②勾留決定後～起訴前、③起訴後、の3通りに分けられますのでそれぞれについて説明します(これはすなわち、当番出勤後に被疑者の話等からこの3通りのいずれに該当するのかを判断しなければいけないということも意味します)。なお、いずれの場合でも、刑事被疑者弁護援助(以下「被疑者援助」)を利用しないで私選で受任すること(以下「純粹私選」)もありえますが、純粹私選の場合の説明は最後にまとめて行い、以下ではまず国選弁護人に就任する場合を前提とした説明を行います。また、原則として成人の被疑者・被告人を前提とし、勾留阻止のための活動など弁

護活動自体への言及は省略します。

2 ①逮捕後～勾留決定前に出勤した場合

一番多いパターンと思われます。このパターンでは、被疑者援助を利用して即時に弁護人になった上で勾留決定がなされてしまったときに国選弁護人に就任する場合と、逮捕段階では勾留決定までの時間が短いことから弁護人に就任せずに、勾留決定後に国選弁護人に就任する場合があります。

① ア 前者の場合に被疑者に記入してもらう書類は、以下の(a)～(c)の書類です。

(a) **刑事被疑者弁護援助利用申込書**(当番弁護士マニュアル書式(以下「書式」)20)

(b) **辞任届付弁護人選任届**(以下「辞任届付弁選」)

(c) (例外的に) **国選弁護人選任請求書・資力申告書**(以下「国選請求書」。書式8)

※国選請求書には被疑者の自署・押印が必要です。特に、要通訳事件のときは気を付けてください。勾留決定後は被疑者援助の効力が失効しているため、勾留決定後に国選請求書を貰うために接見に行ったとしても、弁護人の報酬はもちろん、**通訳費用がどこからも支出されません。**

イ 弁護人が行う手続きは以下のとおりです。

(d) 刑事被疑者弁護援助利用申込書を法テラスに提出する(FAX可・03-3580-2877)

(e) 辞任届付弁選を提出する

被疑者援助を利用した受任は法律上は私選弁護人としての受任ですので、弁護人選任届(以下「弁選」)の提出が必要です。弁選のコピーを取った上、検察官

送致前は担当の警察署に、送致後は担当の検察庁に提出し、コピーに受領印を押してもらいます。この弁選提出の有無により、被疑者援助の報酬支払額が変わりますので、忘れないようにしてください。

なお、被疑者援助利用時の弁選については、原則として辞任届付弁選を利用してください。(書式は会員サイトに掲載されています)。これは勾留状が発せられた場合には弁護人を辞任するという条件付き辞任届が弁選と一体となったものです。したがってこの辞任届付弁選を利用すれば、改めて辞任届を提出する必要はありません。また、弁選提出時に下部「弁護人辞任届」の部分に弁護人の署名と押印をすることも忘れないようにしてください。

(f) 法テラスに対して国選弁護人の選任に関する要望書(以下「要望書」。書式7)を提出する

要件は「①援助切替」が該当します。要望書が提出されていないと、辞任届付弁選が提出されていたとしても国選弁護人に就任することはできず、別の弁護士が選任されてしまいますので、くれぐれも注意してください。

(g) (例外的に) 刑事14部に対して国選弁護人選任請求書・資力申告書(書式8)を提出する

原則として、**被疑者自身に、裁判官に対して「国選弁護人を要望する」旨を伝える**よう、接見時にしっかりと伝えてください。被疑者本人から裁判官に国選弁護人希望を伝えれば、その場で被疑者本人が国選弁護人選任請求書を作成し、裁判所において国選弁護人選任の手続が進められることになります。

ただし、障害を持つ被疑者や、少年被疑者の場合で被疑者自身での国選弁護人選任の要望が困難な場合に、例外的に弁護人が刑事14部に国選弁護人選任請求書を提出します。提出のタイミングは勾留請求後であればいつでも構いませんが、その分国選弁護人就任が遅れることになります。勾留決定と同時に国選弁護人に就任するためには、勾留質問開始前までに提出しておいた方がよいでしょう。

② ア 逮捕段階では弁護人に就任せずに勾留決定後に国選弁護人に就任しようとする場合、被疑者本人から裁判官に対して、「**国選弁護人をつけたい。**」ときちんと述べるよう伝えてください。

それでも、被疑者本人が直接裁判官に伝えるのが難しそうであれば、以下の書類をもらいましょう。

(a) **国選弁護人選任請求書・資力申告書(書式20)**
 ※被疑者の自署・押印が必要ですので当番出勤時に必ずもらうようにしてください。特に、要通訳事件のときは気を付けてください。勾留決定後は被疑者援助は利用できないため、国選請求書をもらうために再度接見に行ったとしても、弁護人の報酬はもちろん、**通訳費用がどこからも支出されません。**

イ 弁護人が行う手続きは以下のとおりです。

(b) 不受任通知を被疑者に差し入れる

当番出勤の際にFAX送信される書類に含まれており、私選弁護人選任申出書と一体となっています。

この不受任通知を差し入れた場合には、当番弁護士センターにも必ずFAXしてください。これを怠ると、被疑者において資力が流動資産50万円を超える場合、国選弁護人を選任することが直ちにはできなくなってしまいます。

(c) 法テラスに対して国選弁護人の選任に関する要望書(書式7)を提出する(FAX)

要件は「②当番切替など」が該当します。要望書が提出されていないと、国選弁護人に就任することはできません。注意してください。

※必ず、勾留質問の前にFAXしてください。遅れてしまうと、別の弁護士が弁護人に選任されてしまいます。

(d) (例外的に) 刑事14部に対して国選弁護人選任請求書・資力申告書(書式8)の提出

被疑者本人での国選弁護人の選任希望の申告が難しい場合、事前に取得しておいた同書類を、弁護人が刑事14部に提出します。提出のタイミングは勾留請求後であればいつでも構いませんが、その分国選弁護人就任が遅れることになります。また、被疑者本人が国選要望を裁判官に伝えた場合には、その場で被疑者本人により国選弁護人選任請求書が作成されますので、弁護人から同書式を提出しなくとも国選選任の手続が開始されることになります。その点も念頭に入れておいてください。

なお、勾留決定と同時に国選弁護人に就任するた

めには、勾留質問開始前までに提出した方がよいでしょう。

3 ②勾留決定後～起訴前に出動した場合

勾留決定後にもかかわらず国選弁護人が就任していない場合です。勾留決定後には被疑者援助は利用できません。

① この場合で被疑者が国選弁護人への就任を希望するときは、被疑者に以下の書類に記入してもらいます。

(a) **国選弁護人選任請求書・資力申告書(書式20)**

※被疑者の自署・押印が必要ですので当番出動時に必ずもらうようにしてください。特に、要通訳事件のときは気を付けてください。勾留決定後は被疑者援助は利用できないため、国選請求書をもらうために再度接見に行ったとしても、弁護人の報酬はもちろん、**通訳費用がどこからも支出されません。**

② 弁護人が行う手続きは以下のとおりです。

(a) 当番弁護士センターへの報告

必ず翌日までには行ってください。また、(b)の不受任通知を差し入れたことについても、必ずFAXしてください。FAXがないと、流動資産が50万円を超える被疑者の場合、直ちには国選弁護人がつけられないこととなります。

(b) **不受任通知を被疑者に差し入れる**

当番出動の際にFAX送信される書類に含まれており、私選弁護人選任申出書と一体となっています。

(c) **法テラスに対して国選弁護人の選任に関する要望書(書式7)を提出する(FAX)**

要件は「②当番切替など」が該当します。国選弁護人選任請求がされるまでに要望書が提出されていないと、その者が国選弁護人に就任することはできず、他の弁護士が国選弁護人に就任することになりますので注意してください。

(d) **国選弁護人選任請求書・資力申告書(書式8)の提出**

※併せて、要望書の写しと、不受任通知が必要な被

疑者の場合にはその写しも併せて提出します。

これらの書類は、弁護人が刑事14部に提出します。提出のタイミングが遅くなればなるだけ国選弁護人就任が遅れることとなりますので、できるだけ早く提出してください。

なお、被疑者自身が留置施設の職員に国選弁護人を希望する旨を伝達すると、その場で本請求書を記載することもできます。しかし、留置施設の職員は国選弁護人請求の手續に不慣れなため、土日は請求できないといった誤った教示がなされることが多数報告されています。また、要望書のFAXが遅れると、他の弁護士が弁護人に就任することになります。したがって、弁護人自身で行うようにしてください。

4 起訴後に出動した場合

起訴後まで弁護人がついていないという事態はまれに生じます。その場合も勾留決定後ですので被疑者援助は利用できません。また、早晚裁判所が職権で国選弁護人を選任することが想定されますが、被告人が当番弁護士を弁護人に選任することを希望した場合には、以下の手續をとることとなります。

① 被疑者に以下の書類に記入してもらいます。

(a) **国選弁護人選任請求書・資力申告書(書式20)**

※被疑者の自署・押印が必要ですので当番出動時に必ずもらうようにしてください。特に、要通訳事件のときは気を付けてください。勾留決定後は被疑者援助は利用できないため、国選請求書をもらうために再度接見にいったとしても、弁護人の報酬はもちろん、**通訳費用がどこからも支出されません。**

② 弁護人が行う手続きは以下のとおりです。

(b) **不受任通知を被疑者に差し入れる**

当番出動の際にFAX送信される書類に含まれており、私選弁護人選任申出書と一体となっています。

(c) **法テラスに対して国選弁護人の選任に関する要望書(書式7)を提出する**

要件は「②当番切替など」が該当します。要望書が提出されていないと、国選弁護人に就任することはできません。注意してください。

(d) **国選弁護人選任請求書・資力申告書**(書式8)の提出
 弁護人が裁判所に提出します。提出のタイミングが遅くなればなるだけ国選弁護人選任が遅れることとなりますので、できるだけ早く提出してください。

なお、国選弁護人選任請求を被告人に委ねるのではなく、弁護人自身で行うようにすべきことは③の場合と同様です。

5 純粹私選の場合

純粹私選の場合は特に難しい手続はありません。通常通り弁選を捜査機関に提出し、弁護人としての活動を開始することになります。

ただし、当番出勤を機に私選弁護人になった場合には、弁護士会に対して、依頼者から受領した弁護士費用(税抜)の10%を特別会費として支払う必要があります。

6 再逮捕された場合

勾留後に被疑者国選弁護人に就任していた場合で、勾留満期日における処分保留釈放後や起訴後勾留中に再逮捕された場合は、当番として出勤を求められていなくとも、前記「2 ①逮捕後～勾留決定前に出勤した場合」と同様の流れになります。

この場合、要望書の要件は「③別件等」の「(イ)」又は「(ウ)」となります(経験上は迷ったときは両方にチェックしても構わないようです)。

7 実際の失敗談

ここからは、委員会内で寄せられた実際の失敗談をご紹介します。

① 辞任届付弁選の辞任届欄空欄事件

辞任届付弁選は弁選と辞任届が一体となったものですので、上部の弁選部分に弁護人と被疑者の署名・押印が必要なことはもちろんのこと、下部の辞任届欄にも弁護人の署名・押印をした上で捜査機関に提出する必要があります。

ところが、下部の辞任届欄の署名・押印を失念したまま捜査機関に提出してしまい、直後に検察官から取り扱いについて緊急の電話がかかってきたという事例がありました。

辞任届欄への記入がなされているか、提出前に今

一度確認するようにしましょう。

② 勾留質問当日実施事件

東京では検察官送致の翌日に勾留質問が行われるのが通常ですが、まれに検察官送致当日に勾留質問が行われることがあります。

この事例では、勾留質問は翌日だと思い込んでいたため、要望書の提出前に国選弁護人請求がなされ、結果として当番で出勤したのとは別の弁護人が被疑者国選弁護人に選任されてしまいました。

要望書はFAXでの提出で足りるので、当番出勤後直ちに提出すればこのような事態は免れることができます。

③ 別弁護人当番出勤事件

被疑者国選弁護人に就任していたところ、勾留満期日に処分保留で釈放されて直ちに再逮捕され、被疑者が弁護人に接見要請をしたものの警察官が当番要請と勘違いしたため、別の弁護人が接見し、当該弁護人が要望書を提出してしまったために後任が被疑者国選弁護人に就任してしまった事例です。

再逮捕がありうるかどうか可能な限り事前に検察官に確認すること、再逮捕の有無は弁護人において確認すること、再逮捕が確認できたときは接見要請を待たずに接見すること、などによってこのような事態を免れることができますが、当番と国選の制度が複雑なことから相当に注意しないと生じてしまう事態です。なお、最初に当番接見から始まった事案において、処分保留・釈放と時期を置かず再逮捕になった件については、再逮捕前に、事前に弁護士会事務局に連絡しておくことにより、再逮捕された場合には当番として自分を指定してもらうことが可能です。上記のようなおそれがある場合には、ご活用ください。

8 最後に

このように当番から国選への切替えは手続が非常に複雑です。手続を誤ったことに起因して生じた費用を弁護士会に負担してほしいという相談が時折寄せられますが、対応することはできませんので、本稿をよく読み、なお分からない点があれば事前に刑事弁護委員会に問い合わせるようにしてください。

